

平成30年1月鉾子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

平成30年1月30日(火)

午後3時00分 開 会 午後3時25分 閉 会

2 場 所

鉾子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石川 善 昭
委 員	八 角 憲 男
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	大八木 鷹 次
委 員	伊 藤 晴 美

4 出席職員

教育部長	山口 重幸	教育総務課長	佐久間洋子
学校教育課長	岡田幸太郎	生涯学習スポーツ課長	柴 紀充
学校教育課課長補佐	井上 新治	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	高野美樹子
学校給食センター所長	宮内 俊行	生涯学習スポーツ課長補佐(兼文化会館長)	菅谷浩三郎
生涯学習スポーツ課長補佐(兼体育館長)	飯笹 博充	生涯学習スポーツ課長補佐(ジオパーク推進室長)	小川 正俊
市民センター所長	篠塚 信次	公正図書館長	大塚 明
鉾子高等学校事務長	高森 良文	教育総務課指導主事	濱野 剛

5 議題等

議案第1号 鉾子市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成30年1月鉾子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

12月27日に開催いたしました平成29年12月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【伊藤委員】

1月25日に平成29年度市町村教育委員研究協議会参加の為、文部科学省へ行ってまいりました。全国から110名の委員の参加があり、内容としては、初等教育施策の動向、教育委員会制度と新しい学習指導要領の考え方と学校における働き方改革について、文科省の企画官の方からお話がありました。お話しのと、30名程度の4つのグループに分かれて勉強会があり、私は学校における働き方改革についての勉強会で意見を交換してまいりました。その中で、根本的に学校の先生が足りないのではないかというのが、みなさん共通の意見であり、その旨を文科省の方に意見をしたところ、今年度から、教員以外の専門スタッフや、外部人員の活用として、ソーシャルワーカー61億円、部活動指導員5億円等の予算を組んでいるそうです。

ただ、部活動指導員を例にとっても、5億円では全国では4,500人程度しか配置できず、全国47都道府県には行き渡らないのではないかと申し上げたところ、今年度からの事業であるため、これで全国からたくさん必要であると手が上がれば、予算を増やしていく方向へ繋げていくことができるので、ぜひ現場から人員が足りないと声をあげてもらいたいとのことでした。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、八角委員、鈴木委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第1号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第1号「銚子市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について」ご説明いたします。

議案第1号「銚子市いじめ問題対策連絡協議会等条例」制定について、提案理由を説明します。いじめ防止対策推進法に基づき、新たにいじめ防止対策連絡協議会等を設置するため、条例を制定しようとするものです。昨年8月開催しました総合教育会議で概要を説明しましたが、改めて説明させていただきます。

この条例は、いじめ問題対策として、3つの組織を設置することを規定します。

まず、教育委員会が設置する2つの組織の主な事項について説明します。これらの組織は、常設を予定しています。1つ目のいじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること、いじめの防止等の対策の推進に関することを協議します。委員は10人以内で組織し、保護者の代表者、小中学校の校長の代表者、銚子警察署の職員、銚子児童相談所の職員、教育委員会の職員、その他教育委員会が必要と認める者で構成します。委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとし、また、欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とします。委員の報酬額は、月額5千円とします。

2つ目のいじめ問題専門委員会は、いじめの防止等のための対策に関する調査及び審議、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議を行います。委員は6人以内で組織し、学識経験者、教育関係者、心理又は福祉に関し専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者で構成します。委員の任期は、連絡協議会委員と同様です。また、特別の事項を調査及び審議させるため必要と認めるときは、臨時委員を委嘱又は任命することができることとし、臨時委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から当該特別の事項を調査及び審議が終了する日までとします。委員及び臨時委員の報酬額は、月額8千円としますが、法第28条第1項に規定する重大事態に関する調査・審議に係る報酬額は月額2万円とします。

もう一つの組織は、市長が設置するいじめ問題再調査委員会です。いじめの重大事態が発生した場合、学校又は教育委員会が調査した結果を市長へ報告しますが、市長は、その結果を調査する必要があると認める場合に、いじめ問題再調査委員会を設置するものです。この組織は、常設とせず、市長が必要と認める場合に設置とすることから、設置する際には、改めて市長が条例を制定することになります。施行期日は、平成30年4月1日とします。以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

いじめ問題専門委員会と連絡協議会について、常設ということになっていますが、何も問題がなかった場合も開催されるという事でしょうか。

【学校教育課長】

いじめ問題対策連絡協議会については、一番初めにやるべきことが、いじめ防止基本方針という、市としての大きな枠組みを決めることが必要となりますので、まずはそのための協議会が行われることが予定されています。専門委員会につきましては、2年間の任期でありますので、初めに委嘱も含め、いじめ防止基本方針の最終確認のための専門委員会を開催したいと考えています。

【八角委員】

連絡協議会の組織構成メンバーについて、小学校及び中学校の校長を代表するものとありますが、これは校長会の会長と考えていいのでしょうか。

【学校教育課長】

小中学校校長会の会長と、また、もう1人、校長会において、生徒指導連絡協議会を担当している方の2人に委嘱することを考えています。

【八角委員】

いじめについては、小学校、中学校それぞれ特有の内容があると思われしますので、小学校、中学校それぞれの校長の代表が参加されると、知見を生かすことができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【学校教育課長】

現在の校長会の組織は、会長に小中学校の校長の代表が1人、副会長に小学校の校長と中学校の校長からそれぞれ1人ずつ配置されています。連絡協議会の組織構成メンバーについては、まだ決定ではありませんので、八角委員の意見も含め、慎重審議したいと思います。

【大八木委員】

委員の任命についてはあて職で行うということでしょうか。

【学校教育課長】

あて職で考えています。

【伊藤委員】

いじめ問題専門委員会と連絡協議会の構成メンバーは重複しないと考えていいでしょうか。

【学校教育課長】

重複しないものとして考えています。

【伊藤委員】

任期が2年という事ですが、校長先生やPTAの代表の方が1年で辞められた場合、どのような扱いになるのでしょうか。

【学校教育課長】

その場合、委員についても1年で辞められることとなり、引き継がれた方が残り1年の在任期間も引き継ぐこととなります。

【八角委員】

いじめの防止等のための対策の推進に関することを協議するとありますが、いじめ問題連絡協議会がいじめ防止対策の具体的な考え方を示すということでしょうか。

【学校教育課長】

先程申し上げたいじめ防止基本方針がそれに当たりまして、その内容については、いじめ問題連絡協議会が策定することとなります。現在、基本方針の策定は市町村においては努力義務となっていますが、連絡協議会の立ち上げを機会に正式に策定しようとするものです。

【伊藤委員】

いじめ防止基本方針とはどのような内容のものですか。

【学校教育課長】

学校ではすべて基本方針を策定しておりまして、必ずホームページで公表しなければならないことになっています。その内容は、どのようなものがいじめであるか、き

ちんと定義をして、それを防止するためにどのような対策していくのか、早期に発見をするためにはどうするのかを組織的に進めていく方法について記載しています。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【教育長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時25分

以上をもちまして、平成30年1月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成30年2月23日

署名委員 八角憲男

署名委員 鈴木猛志